

鞍手町総合計画策定委員会設置要綱

第4次鞍手町総合計画策定委員会設置要綱（平成18年鞍手町告示第45号）の全部を改正する。
（設置）

第1条 鞍手町総合計画の基本構想及び基本計画を策定するに当たり、鞍手町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- （1） 総合計画の策定に関すること。
- （2） その他計画の策定に関し必要な事項
（委員会）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は副町長、副委員長は総務課長、委員は教育長及び各課局長の職にある者で構成する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

（プロジェクトチーム）

第5条 委員会には、第2条に定める事項の調査及び研究を円滑に行うため、プロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームには、プロジェクトリーダーを置く。
- 3 プロジェクトリーダーは、プロジェクト会議を招集し主宰する。
- 4 プロジェクトリーダーは、第2条の事項に係る調査及び研究の結果を委員会に報告するものとする。

（プロジェクト調整会議）

第6条 委員会にプロジェクト調整会議を置く。

- 2 プロジェクト調整会議は、副町長、総務課長、政策推進課長及びプロジェクトリーダーをもって構成し、所掌事項は、次のとおりとする。
- （1） 委員会の会議の議事とする事項の調整に関すること。
- （2） その他委員会の会議の運営に必要な事項の調整に関すること。

（関係職員の出席）

第7条 委員会及びプロジェクトチームは、その職務執行上必要があるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は出席を求め所管事務等について説明及び報告をさせることができる。

（職員以外の者の出席）

第8条 委員長が必要であると認めるときは、委員会、プロジェクト調整会議及びプロジェクト会議等の会議に職員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（審議会への報告）

第9条 委員会は、資料の作成及び調査審議した結果を町長が諮問する鞍手町総合計画審議会の審議の経過に応じて、当該審議会に報告するものとする。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、政策推進課で行う。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日告示第23号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。